



社会保険労務士 SATOH's オフィス

人事労務だより

2020年2月号

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 監督指導動向
- 送検
- 実務に役立つ Q&A
- 調査
- 職場でありがちなトラブル事例
- 身近な労働法の解説
—割増賃金の基礎となる賃金—
- 今月の実務チェックポイント
- 助成金情報
- 今月の業務スケジュール

◆最新・行政の動き

厚生労働省は、令和2年通常国会に、雇用保険法・労災保険法・高年法等を一括して改正する法案を提出する方針です。

雇用保険に関しては、令和2年度以降も2年間、雇用保険率の低減措置を継続します。
(1年目は原則1000分の9を予定)

令和4年から65歳以上を対象にダブルワーカーの保険加入制度を整備し、令和7年から高年齢雇用継続給付の給付率を引き下げます(最大10%に変更)。

労災保険については、ダブルワーカーの被災時に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決定する仕組み等を導入します(公布から6カ月以内)。

高年法も改正し、70歳までの就労機会確保に向け、事業主に対して就業確保措置を講じる努力義務を課します(創業支援等措置を講じた事業主除く)(令和3年度から)。

Satoh's

社会保険労務士 SATOH's オフィス

〒106-0045 東京都港区麻布十番三丁目 10-7-802

TEL/FAX : 03-6453-8760

e-mail : office@satoh-jp.net

URL : <https://www.satoh-jp.net>





◆ ニュース

第1段階は100人超規模が対象 社会保険の適用拡大

年金関連についても、通常国会に公的年金と企業・個人年金の双方について改正法案が提出される見通しです。

「本丸」の公的年金ですが、社会保障審議会では年末に議論の整理を行いました。

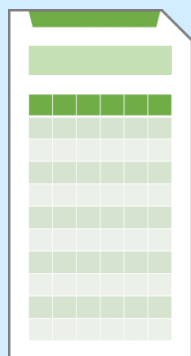
被用者保険の拡大に関しては、令和4年10月に100人超規模、令和6年10月に50人超規模まで適用することを基本とします。短時間労働者（4分の3未満）への適用要件に関しては、1年以上雇用見込みの勤務期間要件を撤廃するとしています。

年金の支給開始時時期については、選択の幅を60～75歳に広げます。60歳代前半の在職年齢も調整基準を引上げ（47万円）、就労を支援します。

企業年金関連では、確定拠出年金の中小企業向け制度の拡大等の改正を予定しています。（簡易型DCの対象範囲を300人以下に拡大など）

法人理事の労働者性認める タイムカードで勤怠管理

学校法人が団交に応じないのは不当労働行為に当たるとして労働組合が救済を求めた事案で、神奈川労働委員会は、元理事の労働者性を認めました。



理事は委任や委託契約が通常ですが、タイムカードによる時間管理や固定残業代の支給などから、労働委員会は実質的に「雇用契約」と判断しました。職務内容は幼稚園の日常の運営管理で、人事権限もありませんでした。契約条件を定める書面の表題が「雇用契約書」と記されていた点も、カギとなりました。

元理事は幼稚園教諭として入職した後、園長に就任しましたが、理事会で退任が議決されました。そこで、合同労組に加入し、雇止め撤回を求めて団交を申し入れました。学校法人は、最初の団交で「理事は労働者でない」と回答した後、団交を拒否していたため、合同労組が救済申立てを行ったものです。

施行半年で219人 特定技能の外国人受入れ

総務省の発表によると、「特定技能1号」の資格で在留する外国人数は、9月末現在、全国で219人とどまっています。

平成31年4月にスタートした「特定技能資格制度」は、介護、建設、産業機械製造業、外食など人手不足が顕著な14分野に限り、外国人の就労を認める仕組みです。

都道府県別で最も多いのは岐阜の29人で、愛知24人、大阪20人と続きます。一方、人数ゼロは21県に上り、人手不足の深刻な地方で苦戦が目立ちます。国籍は、ベトナム93人、インドネシア33人、フィリピン27人など東南アジアが上位を占めました。





高齢者の安全対策推進へ ガイドライン案を提示

厚労省設置の有識者会議は、70歳までの就労促進に向け、職場環境整備のガイドライン案を作成しました。

労災による死傷者数（休業4日以上）のうち、60歳以上の占める割合は10年間で8ポイント上昇し、2018年には26%に達しています。今年6月の閣議決定でも、「サービス業等を中心とする高齢者の労災防止のための取組を推進する」よう指摘していました。

会議では、先進企業等のヒアリングも踏まえ、高齢者の安全・健康について幅広く検討し、企業が実施すべきガイドライン案をまとめました。体制整備とリスクアセスメントを、環境整備を進めるうえでの両輪と位置付けています。

リスクアセスメントについては、身体機能低下による労災発生リスクを事例やヒヤリハットから洗い出し、優先順位の高いものから対策を講ずべきとしています。体力・敏捷性が低下するため、注意・集中力を必要とする作業時間の制限が有効であり、短時間勤務・隔日勤務・交代制勤務等の選択肢を広げるべきと指摘しました。

安全衛生教育に関しては、映像などの情報を活用し、経験のない業務・職種に従事する際には、特に丁寧なジョブトレーニングを実施するよう求めています。



産業医の協議会設立へ 役割の拡大期待へ対応

日本医師会は、来年6月にも「全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称）」を設立します。5年前にスタートしたストレスチェック制度や、昨年施行の働き方改革法に基づく安衛法改正により、産業医に求められる役割・業務が拡大しているのに対応するためです。

産業医のスキルアップを目標として、ストレスチェック研修会を実施するほか、仕事と治療の両立支援研究会等を立ち上げる等の案が検討されています。このほか、情報提供、相談対応、事業場あっせん、活動支援等も行っていく方針です。

◆ 監督指導動向

技能伝承で安全力アップ 機械の挟まれ防止を確認 茨城労働局

茨城労働局は管内での災害増加を受けて緊急点検を要請していましたが、年末・年始労災防止強化運動の一環として製鉄現場のパトロールを実施しました。

工場内の歩車分離や機械設備の挟まれ・巻き込まれ防止対策を確認するとともに、団塊世代技術者の退職に伴って作られた技能伝承のための施設では、工具・保護具の安全な使用方法も視察しています。

福元俊成局長は、「仮に機械が制御どおり動いても、人間によるうっかりや勘違い、確認不足で災害に至るケースがある。作業する全員が、存在する危険に注意を払い、回避する姿勢が重要」などと訓示しました。





◆ 送検

労災発生場所偽る 他社に「迷惑かけられない」 木更津労基署

千葉・木更津労働基準監督署は、いわゆる「労災隠し」の疑いで、産業廃棄物処理業者と前代表取締役を千葉地検木更津支部に書類送検しました。

事故は、「関係会社の敷地内」で発生しました。同社従業員がホイールローダーの運転席から降りる際、ステップに足が引っかかり落下、骨折・挫傷等により102日間休業しました。同社は労基署に死傷病報告を提出しましたが、「自社敷地内で事故が発生した」と記載していました。



現場から報告を受けた前代表取締役が虚偽報告を指示したとみられますが、その理由として「元請会社との関係悪化を懸念すると同時に、敷地所有会社の報告負担を避けたかった」と供述しています。

◆ 実務に役立つ Q & A

退職後に事業主証明？ 傷病手当金の支給申請



業務外の事由で負傷後、年休を消化して退職したパートがいます。後日、本人から傷病手当金の事業主証明を求められました。そもそも傷手金は受給できるのでしょうか。やはり、証明は必要でしょうか。



被保険者資格を喪失したときに実際に傷病手当金の支給を受けていない場合でも、被保険者期間が継続して1年以上あり、傷病手当金の受給の条件を満たしていれば、被保険者期間中と同様に支給を受けることができます。

- ① 療養中であること、
 - ② 仕事に就けないこと（労務不能）、
 - ③ 4日以上仕事を休むこと、
 - ④ 報酬の支払いがないこと
- の条件を満たす必要があります。

傷病手当金支給申請書に、事業主の証明と医師の意見書を付けて保険者に提出します。
（健保則 84 条） 事業主は、仕事に就けなかった期間、報酬の支払いなどについて証明する必要があり、出勤簿や賃金台帳のコピーを添付します。

在職中の期間を含む場合、その期間について事業主の証明が必要です。しかし、資格喪失日以降は、事業主証明欄は空欄で提出することになります（協会けんぽ）。





◆ 調査

厚生労働省「令和元年・高齢者の雇用状況」

国は「70歳までの雇用・就業機会の確保」等を目標として、高年法の改正等を目指しています。高年齢者等職業安定対策基本方針では、「平成32年度（令和2年度）までに65～69歳までの就業率40%」を目標として掲げています。

受け入れる企業側の体制はどうなっているのでしょうか。厚労省の調査によると、「66歳以上働ける制度」のある企業は、全体の30.8%です。そのうち、「希望者全員」は11.7%という状況です。

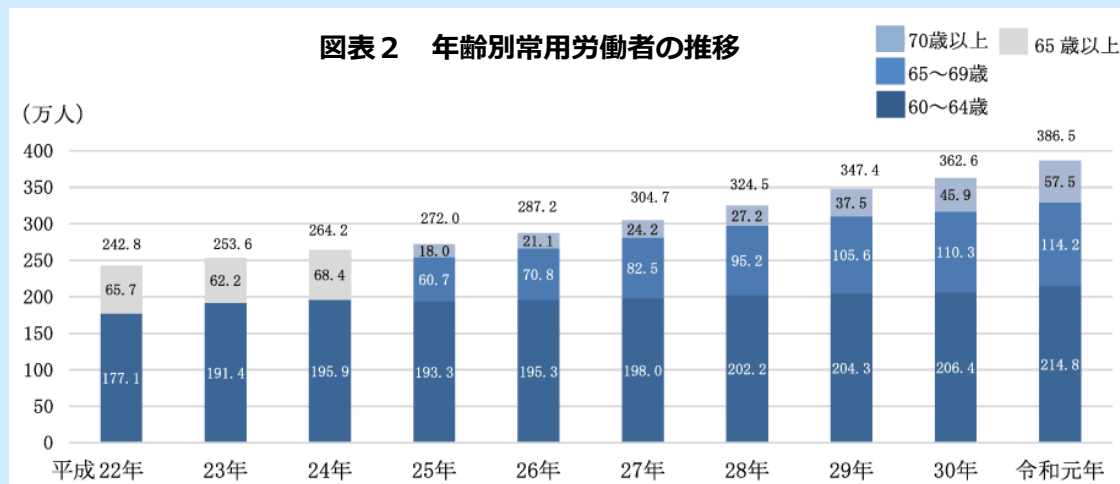
高齢者雇用という面では、大企業（25.3%）に比べ、中小企業（31.4%）の積極性が目立ちます。

図表1 66歳以上働ける制度のある企業の状況



国の施策に対応する形で、高年齢者の就労者数は着実に増加しています。65歳以上の就労者数をみると、平成22年は65.7万人でしたが、令和元年には171.7万人まで拡大しています。

図表2 年齢別常用労働者の推移





◆ 職場でありがちなトラブル事例

知らぬ間に有期社員に 同条件で移籍のはずが

Aさんは、ゴルフ会社（B社）の整備部門で長年、パートタイマーとして勤務していました。しかし、B社が整備業務を別会社（C社）に委託することになったため、再就職先を探すことになりました。

新しい仕事にチャレンジしたい気持ちもあったのですが、これまでの経緯もあり、C社の面接を受けてみました。人事部長から「勤務先は変わるが、これまでと労働条件は同じ」と説明があったので、その場で入社意向を告げました。

ところが、入社1週間前に郵送されてきた労働条件通知書をみたところ、「3カ月の有期雇用契約」と記載されています。C社に電話し、話が違っていると確認を求めたところ、「それでは、この件はなかったことに」と一方的に告げられ、会話は打ち切りとなりました。

入社日直前に「はしごを外された」形のAさんは、紛争調整委員会によるあっせんを申請しました。



従業員の言い分

面接時には、有期契約であるという説明は一切ありませんでした。トラブルはC社側の説明不足が原因なのに、内定取消という決定には納得がいきません。

「従来と同じ労働条件」ということばを信じていたため、内定後は就職活動もストップしていました。当面の生活費として、給料2カ月分の補償を求めます。

事業主の言い分

当社では、労働条件通知書は入社日に手渡しが原則ですが、郵送したのは早めに本人の手元に届くように配慮したまでです。対面で話すのを避けるといった意図はありませんでした。

有期契約という点については、面接時に口頭で伝えていたはずですが、B社から移籍した他のパートタイマーについても、すべて条件は同じです。



指導・助言の内容

面接時の応答について労使双方の主張に食い違いがありますが、いずれにせよ、内定を取り消す合理的な理由があったとは認められないと、会社側に説明しました。

それを受け、会社側より「補償金を支払うことで解決したい」と申出があったので、金額等について労使間の調整を図りました。

結果

会社が解決金15万円を支払うことで和解が成立し、合意文書作成となりました。





◆ 身近な労働法の解説 — 割増賃金の基礎となる賃金 —

使用者は、労働者に時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合には、法令で定める割増率以上の率で算定した割増賃金を支払わなければなりません。

今回は、割増の基礎となる賃金について解説します。

1. 割増賃金の基礎となる賃金

所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間あたりの賃金額」です。

時間で定める賃金以外の賃金について、1時間あたりの賃金額は、次のように算出します。

月で定める賃金	月の所定賃金（各種手当を含む）÷ 1カ月の（平均）所定労働時間数
日で定める賃金	日の所定賃金 ÷ 1日の所定労働時間数 ※日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数でその日額を除して1時間単価を算出します。

時間給制の従業員に、日額や月額の手当等が発生したときには、上記計算分を加味します。

2. 上記「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるもの

以下の①から⑦の賃金は労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給されていることなどにより、基礎となる賃金から除外することができます。

①	家族手当 扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当をいいます。 扶養の有無や家族の人数に関係なく一律に支給するものは、除外できません。
②	通勤手当 通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定される手当をいいます。 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するものは、除外できません。
③	別居手当
④	子女教育手当
⑤	住宅手当 住宅に要する費用に応じて算定される手当（例えば、賃貸居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額的一定割合を支給する場合）をいいます。 住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの（例えば、賃貸居住者には2万円・持家居住者には1万円）は、除外できません。
⑥	臨時に支払われた賃金
⑦	1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

上記は例示ではなく、限定的に列挙されていますので、①から⑦に該当しない賃金は全て算入しなければなりません。

また、年俸制で毎月払い部分と賞与部分を合計してあらかじめ年俸額が確定している場合の賞与部分は、割増賃金の基礎となる賃金に算入しなければなりません。

給与計算にあたっては、未払い賃金とならないよう、勤怠集計の方法と給与ソフトの計算式設定に留意しましょう。



◆ 今月の実務チェックポイント

－ 被保険者または家族が亡くなったとき －

今回は被保険者あるいは被保険者のご家族の方が亡くなったときの給付について説明します。

○ 被保険者が亡くなったとき

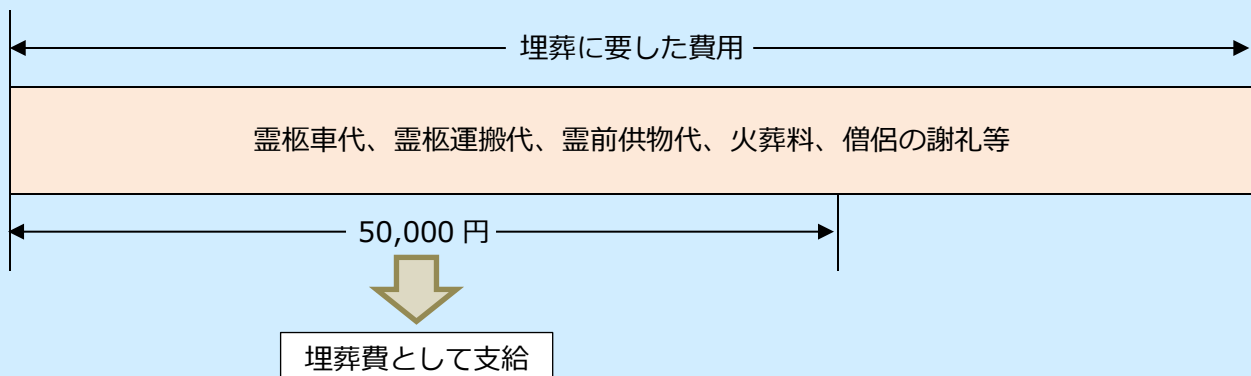
業務外の事由で被保険者が亡くなった場合は、健康保険から 50,000 円の「埋葬料」がご家族の方に支給されます。この場合のご家族の方とは、被保険者により生計を維持されていた方で、埋葬を行う方がこれにあたり、健康保険の被扶養者でなくてもよく、被保険者と同居している必要もありません。また、亡くなった被保険者に生計を維持していた家族がいない場合などは、現に埋葬を行った方に、埋葬料の額の範囲内（50,000 円以内）で、実際に埋葬に要した費用が「埋葬費」として支給されます。

※ 生計を維持されていた方とは

被保険者によって生計を維持されていた方で、生計費の全部を維持されている必要はなく、一部のみ維持されていた方も含まれます。さらに、被保険者が世帯主である世帯に属している、あるいは同居・別居・同一世帯であるかといったことは問われません。

※ 埋葬費の支給対象となる費用

「実際に埋葬に要した費用」とは、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等が対象となり、飲食の費用等は含まれません。



○ ご家族の方が亡くなったとき

健康保険の被扶養者となっている家族が亡くなったときは、被保険者に対して 50,000 円の「家族埋葬料」が支給されます。

○ 被保険者の資格を喪失した後の埋葬料（費）

被保険者が健康保険の被保険者であることの資格を喪失した後に亡くなった場合は、埋葬料または埋葬費が支給されます。ただし、次のいずれかに該当しなければなりません。

- ① 健康保険の被保険者であった方が、資格喪失後 3 カ月以内に亡くなった場合
- ② 健康保険の被保険者であった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受給しているとき（受給中）に亡くなった場合
- ③ 健康保険の被保険者であった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付の受給が終了してから 3 カ月以内に亡くなった場合

○ 埋葬料（費）の注意点

埋葬料（費）は健康保険の給付であるため、業務外の事由による死亡であることが要件となります。健康保険の被保険者であっても、業務上または通勤災害が原因での病気やけがによる死亡については、健康保険の埋葬料（費）は支給されず、労災保険の葬祭料または葬祭給付が支給の対象となりますのでご注意ください。





◆ 助成金情報

特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）

65 歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1 年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対しての助成金です。

なお、高年齢者でも 60 歳以上 65 歳未満の労働者を雇い入れる場合は、同じ特定求職者雇用開発助成金の中で「特定就職困難者コース」の対象となります。

【対象となる労働者】

次のいずれにも該当する求職者

- (1) 雇入れ日現在において満 65 歳以上の者
- (2) 紹介を受けた日に、雇用保険被保険者でない者（失業等の状態にある者）

【雇入れの条件】

- (1) ハローワーク等（ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者）の紹介により雇い入れること
- (2) 雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れ、1 年以上雇用することが雇入れ時点で確実であると認められること

【支給額】

対象労働者の雇入れの日から 1 年間を助成対象とし、6 カ月を 1 期として、2 期に分けて支給されます。
() 内は中小企業以外に対する金額

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外の者	70 万円 (60 万円)	1 年 (1 年)	35 (30) 万円×2 期
短時間労働者 (週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)	50 万円 (40 万円)	1 年 (1 年)	25 (20) 万円×2 期

ただし、支給対象期ごとに対象労働者に対して支払った賃金額を上限とします。

所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や、実際の賃金額が一定の基準を下回る場合は、減額や不支給となる場合があります。

※平成 30 年 10 月 1 日からは、支給対象期の途中で対象労働者が離職した場合は、その期の助成金は支給されません。（第 1 期の開始が平成 30 年 10 月 1 日以降の者）





【事業主の条件】

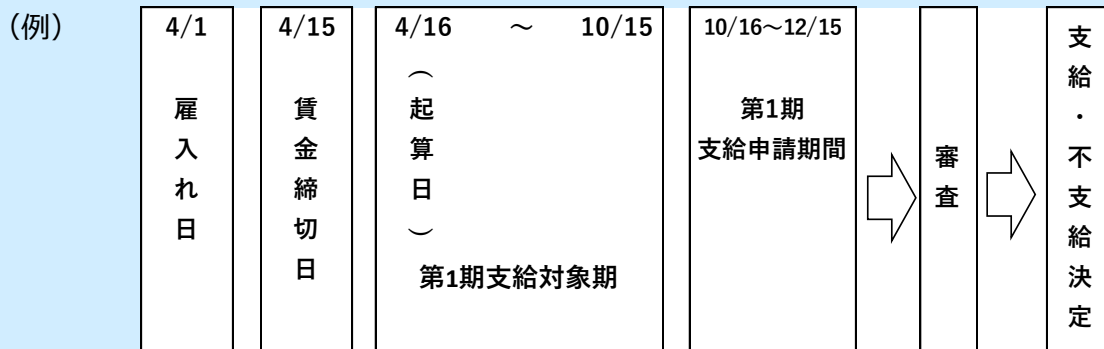
各雇用関係助成金に共通の要件の他に、以下にあてはまると支給対象とならないので注意が必要です。

1. 対象労働者を雇い入れる前日より6カ月前から1年間に、その事業所で雇用保険被保険者を事業主都合により解雇したことがある。
2. 支給申請日の前日から過去3年間に、対象労働者の雇入れの日より前にこの助成金の対象となった別な労働者を、その支給対象期間中に事業主都合により解雇したことがある。

など

【支給までの流れ】

※支給対象期の起算日は、賃金締切日がある場合は、雇入れ後最初の賃金締切日の翌日となります。



※第2期：起算日10/16。支給申請期間4/16~6/15

* 制度の詳細は厚生労働省 HP「特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）のご案内」等をご参照ください。

◆ 今月の業務スケジュール

労務・経理

- 1月分の社会保険料の納付
- 1月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付
- 前年分所得税の確定申告（2月16日から3月15日まで）
- 固定資産税（都市計画税）（第4期分）の納付
- 贈与税の申告・納付（2月1日から3月15日まで）

慣例・行事

- 社内規定の見直し
- 新年度の経費削減策の検討
- 新入社員受入計画作成・入社前研修

